

にいがた県央マイスターに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町（以下「県央地域」という。）のものづくり産業を支える卓越した技術及び技能を有する者を、にいがた県央マイスター（以下「県央マイスター」という。）として認定することにより、その社会的認知度を高めるとともに、優れた技術及び技能の維持、継承並びに人材育成を図り、もって地域産業の振興に資することを目的とする。

(認定者)

第2条 県央マイスターの認定は、新潟県三条地域振興局長（以下「局長」という。）が行うものとする。

(事務分担等)

第3条 局長は、県央マイスターの募集、認定及び運営に係る事務を行うため、にいがた県央マイスター推進会議（以下、「推進会議」という。）を置くものとする。

2 推進会議の構成その他運営に必要な事項は、別に定める。

(認定対象)

第4条 県央マイスターの認定対象は、県央地域のものづくり産業を構成する製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種に属する企業、団体等の事業者において、事業活動の基盤となる技術及び技能（以下、基盤技術等という。）をもって業務に従事する者とする。

2 局長は、新たな県央マイスターを認定するにあたり、次に掲げる事項を考慮し、対象の業種等を定め、候補者を募集することができる。

- (1) 県央地域のものづくり産業を取り巻く環境
- (2) 基盤技術等の優位性
- (3) 技術伝承、人材の育成状況
- (4) その他、地域経済への波及効果等

(認定基準)

第5条 県央マイスターの認定を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当し、商工団体、その他事業所等が推薦する者とする。

- (1) きわめて優れた技術及び技能を有する者
- (2) 県央マイスターとして技術及び技能継承活動や人材育成活動等に取り組める者
- (3) 県央地域において産業振興に貢献した者又は貢献が期待できる者
- (4) 他の技術及び技能者の模範と認められる者
- (5) 県央地域に在住し、又は在勤する者

(推薦・認定の手続き)

第6条 新たに県央マイスターを推薦しようとする団体は、所定の事項を記載した県央マイスター認定推薦書（様式第1号）及び必要な添付資料を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項に規定する推薦書の提出を受け、第5条に規定する認定基準の適合状況について審査

するものとする。

- 3 局長は、前項に規定する審査を実施するため、にいがた県央マイスター選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くものとする。
- 4 局長は、県央マイスターに認定した場合は、認定証、盾及び徽章を授与するものとする。
- 5 選考委員会委員の構成その他選考委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

（県央マイスターの活動）

- 第7条** 県央マイスターは、県央地域における高度熟練技能者の代表として自覚と誇りを持ち、保有する技術及び技能の伝承並びに産地 PR 等に積極的に活動するものとする。
- 2 県央マイスターは、前項に規定する活動に対する実績を局長に別に定める日までに報告するものとする。
 - 3 局長は、別に定めるところにより、県央マイスターに、今後の活動計画書の提出を求めることができる。
 - 4 県央マイスターの活動に必要な事項は、別に定める。

（認定の取り消し）

- 第8条** 局長は、県央マイスターが次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、県央マイスターの認定を取り消すことができるものとする。
- (1) 虚偽その他不正の手段により、第6条第4項に規定する認定を受けたとき。
 - (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (3) 県央マイスターの名誉及び信用を著しく損なう行為をしたと認められるとき。
- 2 県央マイスターは、認定を取り消された場合は、速やかに認定証、盾及び徽章を返還しなければならない。ただし、局長が返還の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（認定の返納）

- 第9条** 県央マイスターは、自己都合等により、第7条第1項に規定する活動の継続が困難になった場合には、別記様式2号により、局長へ認定の返納を申し出ることができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項による認定の返納について準用する。

（規定の委任）

- 第10条** この要綱に定めるもののほか、制度の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 19 日から施行する。

にいがた県央マイスター認定推薦書

年 月 日

【被推薦者】			(写真貼付) 4 c m × 3 c m
(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日生 (歳)	
現 住 所	〒		
	TEL ()		
勤 務 先	名 称		
	所在地		
	所 属 役職名	TEL ()	
職 種			
【推薦者】			
団体名・ 事業者名 住所			
推薦者名 所属・役職 氏名			
推薦理由			

様式第1号 (その 2)

- 県央地域において産業振興に貢献した者又は貢献が期待できる者について
 - ・ 産業界への貢献度や波及効果等についての実績や見込みについて記載してください。

- 他の技術及び技能者の模範と認められる者について
 - ・ 人柄、ものづくり・人づくりの考え方と姿勢、事業者内の評価等を踏まえて記載してください。

年 月 日

新潟県三条地域振興局長 様

にいがた県央マイスター
氏名

にいがた県央マイスターの認定返納について

認定を受けた「にいがた県央マイスター」について、下記理由により、返納したいので、申し出ます。

【理由】